

官報

号外 昭和三十八年二月十三日

○第四十三回 参議院會議録第七号

昭和三十八年二月十三日(水曜日)

午前十時十八分開議

議事日程 第七号

昭和三十八年二月十三日

午前十時開議

第一 文化財保護委員会委員の任命に関する件

第二 国務大臣の演説に関する件

第三 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

○本日の會議に付した案件
一、新議員の紹介
一、裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
一、日程第一 文化財保護委員会委員の任命に関する件
一、日程第二 国務大臣の演説に関する件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一、日程第三 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
一、日程第四 日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

山口

重彦君

農林水産委員

亀田

得治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

亀田

得治君

農林水産委員

山口

重彦君

同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。

理事

阿具根

登君(小柳勇君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

建設省設置法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

大蔵委員会に付託

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

昭和三十七年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

大蔵委員会に付託

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外三十名提出)

同日衆議院から、左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

昭和三十七年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(石田有全君外二十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

豪雪対策確立に関する決議

同日本院は、飼料供給安定審議会委員本院議員田中茂穂君が去る一月二十一日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 森部 隆輔君

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員寺尾豊君の委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 寺尾 豊君

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十五年度国税収納金

昭和三十八年二月十三日 参議院會議録第七号 議長報告

七五

官 報 (号 外)

整理資金受託計算書、昭和三十五年度政府関係機関決算書 昭和三十五年度国有財産増減及び現在額総計算書 昭和三十五年度国有財産無償貸付状況計算書 昭和三十五年度物品増減及び現在額総計算書	沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外三十名提出) 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	農林水産委員会 理事 渡辺 勘吉君(安田敏雄君の補欠) 科学技術振興対策特別委員会 理事 松澤 兼人君(加藤シヅエ君の補欠)	沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外三十名提出) 同日内閣から、左記の者を文化財保護委員会委員に任命致したので、文化財保護法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	決算委員 議院運営委員 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 島島徳次郎君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 災害対策特別委員 米田 正文君 同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
同日内閣を経由して土地調整委員会委員長代理から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和三十七年土地調整委員会年次報告書を受領した。	去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 鬼木 勝利君 農林水産委員 山口 重彦君 運輸委員 浅井 亨君 予算委員 秋山 長造君 決算委員 武内 五郎君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	中小企業基本法案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。 私立学校振興会法の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田有全君外十二名提出)	(昭和三十一年二月五日任期満了による再任) 河原 春作 (同) 矢代 幸雄 同日内閣総理大臣から議長宛、土地調整委員会委員長代理黒河内透君は去る六日付をもって退職したので、政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。 去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	労働基準法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外八名発議) じん肺法の一部を改正する法律案(阿部竹松君外八名発議) 炭鉱労働者遺族補償特例法案(阿具根君外八名発議) 同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。 日本放送協会昭和三十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 同日議長は、左の内閣提出案をオリンピック準備促進特別委員会に付託した。
大蔵政務次官 池田 清志君 同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵政務次官池田清志君(前掲議長承認)を第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 去る六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。	内閣委員 浅井 亨君 法務委員 山口 重彦君 農林水産委員 鬼木 勝利君 運輸委員 鬼木 勝利君 予算委員 松本 賢一君 決算委員 鬼木 勝利君 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	建設省設置法の一部を改正する法律案 住宅金融公庫法及び日本住宅公団法のの一部を改正する法律案 建設委員会に付託 同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 鬼木 勝利君 外務委員 手島 榮君 文教委員 鬼木 勝利君 運輸委員 大竹平八郎君 予算委員 久保 勘一君 決算委員 野上 進君 同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。	オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。	公職選挙法改正に 関する特別委員 松本 賢一君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	公職選挙法改正に 関する特別委員 秋山 長造君 同日委員会において当選した理事は左の通りである。	同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。
漁業基本法案(角屋堅次郎君外三十名提出)	同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。	漁業基本法案(角屋堅次郎君外三十名提出)	同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

昭和三十七年度米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十七年度一般会計補正予算
(第2号)

昭和三十七年度特別会計補正予算
(特第2号)

昭和三十七年度政府関係機関補正予
算(機第2号)

予算委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、中小企
業庁振興部長加藤彬次君外一名(去る
六日議長承認)を第四十三回国会政府
委員に任命した旨の通知書を受領し
た。

去る九日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

法務委員

外務委員

文教委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

法務委員

外務委員

文教委員

同日議員から左の議案が提出された。

中小企業基本法案(向井長年君発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案
(阿部竹松君外八名発議)

一昨十一日議長において、左の特別委
員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 井川 伊平君
同 稲浦 鹿蔵君

同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

災害対策特別委員 林屋亀次郎君
同 高橋 衛君

同日災害対策特別委員会において当選
した理事は左の通りである。

理事 米田正文君(米田正文君の補
欠)

同日議員から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを商工委員会に
付託した。

中小企業者の産業分野の確保に関す
る法律案(向井長年君発議)

百貨店法の一部を改正する法律案
(向井長年君発議)

商店街振興組合法の一部を改正する
法律案(向井長年君発議)

同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを農林水産委員
会に付託した。

森林組合合併助成法案

狩猟法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

海運業の再建整備に関する臨時措置
法案

外航船舶建造融資利子補給及び損失
補償法及び日本開発銀行に関する外

航船舶建造融資利子補給臨時措置法
の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

国家公務員等の旅費に関する法律の
一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

日本開発銀行法の一部を改正する法
律案

中小企業高度化資金融通特別会計法
案

大蔵委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法
律案

文教委員会に付託

中小企業振興資金等助成法の一部を
改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改
正する法律案

中小企業近代化促進法案

中小企業指導法案

商工委員会に付託

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案

電信電話債券に係る需給調整資金の
設置に関する臨時措置法案

通信委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被害者の医療等に関する法
律の一部を改正する法律案(大原亨
君外十六名提出)

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

じん肺法の一部を改正する法律案
(阿部竹松君外八名発議)

炭鉱労働者遺族補償特別法案(阿具
根登君外八名発議)

中小企業基本法案(向井長年君発議)

昨日十二日議長において、左の特別委員
の辞任を許可した。

災害対策特別委員 林屋亀次郎君
同 高橋 衛君

同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

災害対策特別委員 井川 伊平君
同 稲浦 鹿蔵君

同日外務委員会において当選した理事
は左の通りである。

理事 長谷川仁君(鹿島守之助君の
補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを農林水産委員
会に付託した。

林業信用基金法案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

日本原子力発電事業団法案

国立大学総長の任免、給与等の特例
に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

消防法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

金国鉱物探鉱融資事業団法案

商工委員会に付託

土地区画整理法の一部を改正する法
律案

建設委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

日本専売公社法第四十三条の十九の
規定に基づき、国会の議決を求める
の件可決報告書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を
第四十三回国会政府委員に任命するこ
とを承認した旨回答した。

土地調整委員 山崎 丹照君
委員長代理

同日内閣総理大臣から議長宛、土地調
整委員会委員長代理山崎丹照君(前掲
議長承認)を第四十三回国会政府委員
に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより本日の
会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました
議員を御紹介いたします。

議席第五十四番、地方選出議員、熊
本原選出、北口龍徳君。

「北口龍徳君起立、拍手」

○議長(重宗雄三君) 議長は、本院規
則第三十条により、北口龍徳君を法務
委員に指名いたします。

○議長(重宗雄三君) この際、お諮り
いたします。

昭和三十八年二月廿三日 参議院会議録第七号 議長報告 会議 新議員の紹介

七七

七六

業の国際競争力を強化するためにも、生産、価格流通、技術、経営の各方面にわたる体制の整備をはかることが必要で

ありますが、なかんづく農業構造の改善をはかることがきわめて重要であると考えられます。したがって、政府としては、今後、構造改善に関する諸施策を積極的展開することが必要であります。この際特に留意すべきことは、農業者が安心して構造改善を進めることができるような基本的条件を着々整備して参ることであると存じます。

このような考え方に基づき、昭和三十八年度の農業施策としては、生産の選択的拡大、生産基盤の整備、技術の高度化、経営の近代化等、農業の構造改善をはかる上において重要と思われる諸施策を推進することとし、特に構造改善を進めるについて不可欠な長期低利資金の確保を第一義として取り上げ、同時に、価格安定と流通の合理化に関する施策を一段と拡充強化する等、農業の構造改善を安定的に進めるための体制を整備することをその基本方針としております。

この文書においては、以上の基本方針のもとに、昭和三十八年度において講じようとする諸施策を、おおむね農業基本法第二条の項目の分類に従って、農林省所管事項にとどまらず各省所管事項を含め、農業に関する施策全般について記述いたしております。

以上、年次報告及び三十八年度農業施策について、その概要を御説明した次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。安田敏雄君。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕

○安田敏雄君 私は、日本社会党を代表して、ただいま説明のありました農業基本法に基づく昭和三十七年度農業年次報告及び昭和三十八年度農業施策に関連して、政府の農業政策に対する方針並びに具体策について、質問を行なうものであります。

質問に入ります前に、報告と施策について少しく意見を申し上げます。

年次報告は、農業白書ともいわれるものであつて、農業基本法施行後第二回目の公表であります。公表後の新聞その他の世論によれば、「農政当局のみずからの慰め」「見せかけの繁栄と白書」「達成には遠い農基法の課題」及び「農業政策はこれでよいのか」というように、痛烈な批判を浴びております。特に、格差縮小の問題、価格、流通対策の不備については、激しく非難されておることであります。政府はこれらの世論にすなおに耳を傾け、農民のために抜本的な農政を確立せんことを、ますます要望するものであります。(拍手)

年次報告は、一応日本農業の現状を詳細に説明しておりますが、客観的な分析に乏しいことであります。具体的には、政府の農業政策がはたして農業基本法の予想する方向に動いてい

るのか、動いているとすれば政策上の効果がどのような成果となつて現われているのか、また動いていないとすれば政策上の欠陥がどこにあるのだ、というところが明らかにされておりました。ことに不思議なことは、講じました政策が、あれもこれも行ないましたと報告しておりますが、その結果がどうなつたかというこの説明が欠けておりました。施策が基本法の目標とする路線に乗っているのかどうか明瞭でないことであります。

次に、新施策は、構造改善をするための長期低利の金融制度創設以外注目すべき政策は見当たらず、単に新年度予算と法案の説明を受けているという感じでありました。池田内閣が、苦悩する農業の重要課題に対して意欲的な取り組みが乏しいことを痛感するものであります。

質問の第一は、年次報告の作成と農政審議会のあり方についてであります。年次報告の作成は、農林省の各部署が縦割行政に沿つて、列挙方式をとり、総括したもの、調査機能を持たない形式的な審議機関たる農政審議会に付議承認を求めたものでありますから、客観的に妥当な意見は生まれません。農林省当局のひとりよがりによる危険性もあるものであります。そこで、年次報告の権威をより高めるためには、農政審議会に調査機関を設置し、農林省の各部署より資料を提出さ

せ、これを総括したものに審議会自体で批判検討を加えたものを公表し、その後の農政の方向を打ち出す仕組みでなければならぬと存じます。農林大臣の所見と、経済一般から見た観点に立つて経営長官の意見を伺ひたいとします。

なお、今回の報告に対して農政審議会の意見が報告されていないが、私は当然意見があつてしかるべきだと思いますけれども、この点についてもあわせて農林大臣の答弁を求めます。

質問の第二は、農業所得とこれに関連する問題についてであります。報告は、農業生産の増加と農産物価格の上昇によつて農業所得は堅実な伸びを示し、農業外所得も増大したので、農家所得の伸びはめざましく、農民所得の上昇率は前年に比し四割増加し、三十六年度の農家所得は全国平均四十五万九千円に達したので、国民所得倍増計画の年成長に相応する高さにあるから、農業従事者の生活水準の上昇は大きくかつたと評価しているものであります。しかしながら、このことは、農業基本法が実施されてその効果が上がつたことに基因するものではなく、また農業本来の所得が急速に伸びたことを物語っているものでもありません。それらは主として農業外の兼業労働収入がふえた結果であつて、農業を主婦や老人等のいわゆる三ちゃん農業にまかせて、農業本来の従事者が農業外の

かせぎに出ていったからであります。明らかに、農業の収入では家計費がまかない得ないから、農業外の収入に依存せざるを得なくなったという、現実の結果にはかならないものであります。それでも農家が他産業従事者との所得格差をどうにかこうにか保ち得たのは、農業外のかせぎに負うところが大きかつたことを、政府は特に銘記されたいのであります。

また、年次報告によれば、農業経営の変化に伴い、第二種兼業農家が增加し、それが上層農家に及んで、その分岐点が一町五反に上昇し、過半数を兼業農家が占めるに至つておるとしております。まさに池田内閣の農政が中農層以下六割の農民を切り捨てての傾向が現われてきたことを証明するものであつて、総理のしばしば言われるように、農村は民族の苗しろなどとは断じて言えないことであります。

そこで、第一点としてお尋ねしたいことは、総理は、農村の発展こそが所得格差を縮小し近代国家を作るものであると主張されておりますが、兼業農家が農村の発展に通ずることになるのか、それとも、兼業農家を減少して、しかる後に農業生産を高めることによつて農村の発展をはからうとするのか、だとすれば兼業対策にどのように対処するのか、総理の基本的考え方を示したいと思ひます。

第二点として、農村から他産業への職業的移動人口は、三十六年まで三カ年間に三十三万、三十六万、四十万人と増加しているのではありません。その中で臨時工、社外工が非常に多いことでもあります。これらの雇用関係はおおむね不安定のため、経済の変動いかによつては、いつ首切りになるかという心配が付きまとうので、農民は農用地を手放すことができません。したがつて、母ちゃん農業や三ちゃん農業にまかせていたのでは生産性は上がらないし、農業発展の損失ともなるのであります。しかるに、現在各企業はエスカレーター式年功序列賃金制度をとっているために、これらの臨時工を正規な社内工として採用することは困難なことでもあります。問題解決のために、労働大臣の考え方を尋ねたいします。

また、農業より移動せる賃金労働者の生活安定のためにも、全国一律最低賃金制の確立が必要と考えますが、あわせて所見をお伺いいたします。

質問の第三は、他産業との所得格差の縮小についてであります。報告でも、一般の産業情勢が芳しくなかった昭和三十六年度においても、格差が是正されるに至らなかったことを告白しているのではありません。ちなみに、農産物販売額年間七十万円以上の農家は、全国で六万六千戸であつて、全国六百万農家に対して、まことに僅少な数字であります。日本農業の零細性を

一そう浮き彫りにしたものであつて、これでは、他産業との格差を縮小するなどということは、木に縋つて魚を求めるのたとえのごとく、不可能なことであると言わねばなりません。新しい施策では、政府は、生産の選択的拡大を柱として構造改善を推進せんとしておりますが、はたして所得格差の是正が可能かどうか。かりに可能なりとするならば、昭和三十六年度就業人口一人当たりの実質国民所得の前年度上昇率、非農業一〇・〇％、農業四・〇％、三十七年度以降三十八年度に及んで、どの程度縮小させる目標を定めているのでありますか。また、その目標を達成し得る可能性について、総理及び経済企画庁長官の答弁を求めるものであります。

第四の質問は、農産物の供給と価格についてお尋ねいたします。

年次報告は、三十六年度の農業所得が増大したのは、農畜産物価が八・七％と戦後最高の値上がりを示したことが大きかつたとしており、反面、全体的に成長農産物は価格の騰落が激しかったと説明し、その原因を、需給変化の激しさと、生産条件の不安定によるものと報告していることでもあります。しかるに、現在、主要農畜産物の価格は、その八割までが農安法、畜安法、蘭糸価格安定法、食糧制度等によつて、それぞれの基準価格をささえられてはいるはずであります。その基準価格が現状の実態とかけ離れている

ため、それが営農上に差しきわりのあることを反省しないで、価格変動の原因を、需給事情と生産条件に基因するとの政府の見解は、断じて容認しがたいことでもあります。

古くから世間では、一般的に農産物の値段は、小売値段を百円とすれば、農家手取りは、四分の一に当たる二十五円以下であつて、お百姓さんは気の毒だといわれているのであります。こんなことでは、たとえ生産性を高めても、農業では食いついていけるはずはないのであります。価格変動の激しきは、政府の価格政策の不備と、流通機構対策の欠陥によるものであつて、歴代保守党内閣の責任といわなければなりません。池田内閣も、しばしば政策の欠陥を認めて、先年、当時の農林大臣であつた河野さんが、市場制度の改革を断行するとの方針から、その可否は別といたしまして、国営市場開設を提唱した経過がありますが、今日に至つてもいまだに具体策が講ぜられず、單なるアドバルーンに終わりつつあることは、まことに惜しみて余りあることでもあります。また、乳価問題にいたしましても、乳業メーカーの色物重点の販売策が消費の伸び悩みを生み、政府が生産予算を誤つて、乳製品の輸入を行なう失政を犯したことなどが重なり合つて、乳価値下げの原因となつていくことでもあります。牛乳生産の伸びは、農林省予想一三％に対し、実績一

五％増であつて、決して生産が過剰であつたとは考えられません。まさに酪農農民を犠牲にした乳業資本擁護の行政といわなければなりません。

次に、新政策によれば、農畜産物については、価格の安定と流通の合理化をはかり、食糧制度に検討を講ずると述べております。その施策のいづれも、單なる拡充策であつて、抜本的な解決策とは考えられないのであります。農畜産物の価格については、政府は、米以外には、わが党の主張する生産費及び所得の保証方式をとつていないところに問題があるわけでありまして、政府が、ほんとうに本気になつて農業の発展を期するならば、当然、わが党の主張をいれて、現在より以上高い次元において、確たる価格形成を確立すべきものと考えられるものであります。

特にこの際、政府がすみやかに実施されたいことは、牛乳についてであります。牛乳は、将来、需要の面で、十年間に四倍も伸びるといわれておりまして、国民食糧として、米と肩を並べて重要な柱であります。三十七年度原料乳基準価格は、一升五十二円でありまして、これでは、全く生産者を無視した赤字価格であつて、酪農の発展にも大きな支障を生ずるものであります。から、当然、生産費所得保証を建前とする基準価格を定めるべきであります。

いま一つは、蘭糸価格についてであります。この基準安定下位価格は十七万一千円となつておりますが、近來、内外需要の増大により、市場取引価格は三十万円をはるかにこえておりまして、あまりにも現実とかけ離れております。この際、実勢に見合ふ大幅な改定をすることが妥当だと思ひます。以上、農林大臣の所見をお伺い申し上げます。同時に、乳価と蘭糸価、これらについて経企庁長官の御意見をあわせてお示し願ひたいと思ひます。

次に、流通機構のあり方については、その内部に前近代的多くの慣習が残つていて、あらゆる面に近代化の必要が迫られております。抜本的な改革の必要を痛感するものであります。また、食糧制度は堅持していくことを建前に検討するのかどうか、あわせて農林大臣の所見をお聞きいたすものであります。

質問の第五は、貿易の自由化、特に農業に及ぼす影響についてであります。年次報告は、日本が英米、西ドイツに次ぐ農産物の主要輸入国として輸出から期待されている旨が明らかにされておりますが、自由化が国内農業にもたらす影響については、少しも触れていないことでもあります。たとえば、昨年政府が輸入した乳製品が国内酪農を圧迫したことに対しては、反省がないことは、まことに遺憾なことでもあります。農業政策が一貫性のあ

る堅実な歩みをしているかどうかの有無は、自由化によってためされることを想定いたしますとき、農業が生産性の向上によって国際競争力を強化するとの構想、それだけでは、農業の貿易問題は解決できないのではないでしようか。むしろ国際競争力をつけるためには、農畜産物の集荷、処理、加工及び販売面での合理化こそ、喫緊の要件であることを信じます。現実には、成長農産物としての果実、畜産物が、自由化の必然性に、危機に迫りこまれている状況でありますから、慎重な対策を必要としなければなりません。たとえば、酪農製品は輸入額が少なく、からといって、一部工業製品の身がわりとして自由化品目に加えてはなりません。腰をすえてじっくりと酪農の育成をすれば、農地は狭くても、土地の集約化の可能性は高まりますので、低い生産費で大量に乳製品を供給するようになれることと確信するものであります。また、バナナ、甘味資源等の自由化が、果実、テンサイにもたらす悪影響は、はかり知れないものであります。この際、IMF八条国移行の問題とも関連して、農畜産物の自由化対策について、総理並びに農林大臣の基本方針をお伺いいたします。

業は、地区指定をめぐって多くの混乱を経て参ったものであります。農林省が現地におもむき、総力をあげての说得指導の結果、十二月末、パイロット六十二地区、一般指定百六十五地区の計画承認を終わり、政府もようやく面目を保ち得たわけでありました。報告によれば、この事業は、従来の農村関係の補助をはるかに上回る高率補助事業であることが強調されているだけで、計画地区においての混乱または返上の状況、理由が説明されておられません。私はどういふ点にこの事業の不備があるかを知りたかったのであります。が、まことに残念でなりません。次に講じようとする施策によれば、低利の金融制度を確立する、地方交付税の算出基礎に所要経費を算入する、起債の対象とする、というような条件緩和策をとっていますが、補助率は依然として二分の一であり、事業の大半は農民の負担であります。構造改善の本質は、日本農業の宿命といわれる経営規模の零細性を克服することにあります。から、国の責任における農用地の拡大と、農民の自主的経営を中心として、構造改善は推進されるものと信じています。いたずらに主産地形成や適地適産を押しつけ、価格保証の裏づけもせず、農業構造を改善させようとして、その事業費の大半を農民に負担させるところに、混乱が生ずるのであります。政府が真剣に構造改善に取り組む

覚悟ならば、国の責任で資金調達を行ない、国有地の開放利用を積極化し、もって農用地の拡大を推し進め、基盤整備を行ない、その上に農民の責任で農業経営を推進するということでのなければならぬと確信をいたすものであります。この際、事業の補助率を大幅に改定する必要があるものであります。農林大臣の答弁を求める次第であります。

質問の第七は、軍事基地周辺の営農阻害の補償問題についてであります。年次報告は、軍事基地周辺の農村の実情を報告していないことは、片手落ちの報告といわなければなりません。先年、池田総理は、国会の答弁で、軍事基地周辺の損害補償について、一文惜しみをして百害あつてはならないことを明らかにしておりました。営農阻害の補償交渉が地元農民と施設庁との間で妥結した際でも、大蔵当局の容喙によつて予算措置が滞滞し、問題の解決がつかない場合があります。さきの総理の言明と食い違ひものであります。が、総理の善処を要望し、その見解をお伺いいたします。

最後に、新政策の裏づけとなる予算についてお尋ねいたします。国民所得倍增計画は、特に農業と他産業との格差是正の必要を明らかにしております。が、本年度農林予算は二千五百三十一億円で、総予算の二兆八千五百億円に比し、八・九%に当たります。これを

三十六年度一〇・九%、三十七年度一〇%と比較すれば、農林予算の割合は低下しているものであります。また、農業基本法第四条は、農業生産性の向上と他産業従事者との所得の均衡をはかるために必要な財政措置を講ずべきことを規定しております。が、その第三年目に当たる本年度農林予算が総予算の八・九%と、実質的にはともかく、名目上でも一〇%の線を下回っていることは、まことに遺憾なことであつて、政府の農政に対する熱意を疑わざるを得ません。しかも、予算の中心になつてゐる構造改善事業は、前にも申し上げたように、補助率が二分の一という線が破られず、また、米麦を除いて、成長農産物といわれる畜産、果樹、蔬菜等に対して、思い切つた価格安定の措置が講ぜられていないのであります。はたしてこの予算で所得格差是正の目的が達成せられま

すか、まことに憂慮にたえないところでありま。総理の御答弁を求めます。

終わりに際しまして申し上げたいことは、農業基本法制定後三年目にして農政と農業の矛盾が現れて参りました。農基法は、もはや中農層以下の農民追い出し政策ではないかと農民は知つてきてゐるのであります。自民党池田政府の高度経済成長政策は、常に明るい面と暗い面がつきまとつてゐるのであります。その暗い面にある農民

にとつては、所得増進計画は、もはや構想でも計画でもなくて、幻想に終わるやもしれないことを私は憂へるものであります。最近の経済合理主義ののつたる自由競争の渦巻きの中で、農業がたとい生産性を上昇したといひましたが、現実のもろもろの仕組みのままだでは、農業は他産業に追いつくことができないのであります。私は、むしろ格差が拡大していくものとしか考えられないのであります。ここに抜本的な農業保護政策の確立の必要性を政府に要望し、私の質問を終わるものであります。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇、拍手】
○国務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、農業と他産業との格差の問題、そして農業自体の兼業関係と承知いたしましたのであります。

御承知のとおり、国民生活の安定と向上のためには、高度経済政策が必要であることはもちろんでございます。が、高度経済成長政策を行ないますときに、直ちに問題になるのは農業関係でございます。したがひまして、私は、所得増進政策を打ち立てると同時に、農業に対して、基本的な、抜本的な政策を確立しなければならぬということをおっしゃるのであります。その結果として、着々農業の発展のためにやつておるのであります。しかし、い

かんせん、農業には、御承知のとおり、自然的、社会的、経済的非常な難点があるのであります。しかも、片一方の工業その他の商業におきましては、私の想像以上の成長を遂げたのであります。想像以上の成長、すなわち、三十四年、三十五年、三十六年の成長は一五〇程度の成長でございまして、世界の歴史にないという成長に沿って、農業との間の格差は、それは予定よりも縮まりません。これは農業の持つておる内在的な原因でござい

す。しかし、経済の成長がほんとうに安定して参りますと、だんだんその格差が縮まっていくと私は考えておるのでございます。また、縮まらずに参るのが政策の根本であるのであります。したがって、そういうふうな農業自体をとりつばな企業としていく場合におきましては、やはり選択的の拡大とか、あるいは農業基盤の強化等、いろいろの施策をしていかなければならない、それがだんだんその縮につれておるのであります。こういう過程のときにおきましては、経営規模が一べんに大きくなるわけじやございせんから、だんだん経営規模が大きくなると同様に、兼営農家がふえてくることは当然の結果でございまして、しこうして、兼営農家のほうに對しましては、やはり兼業する場合の雇用の機会の増大とか、雇用条件の拡大をはかつていくことは当然やらなければならぬ仕事

であるのであります。したがって、私は、経済の安定成長に伴って、だんだん格差が減つていきますし、減つていくような施策を今後とも強力に進めていかなければならぬと考えておるのであります。

なお、農産物の自由化につきましては、たびたび申し上げておりますとおり、日本の農業がより一歩に立ち行く見通しをつけながら自由化を進めていくという考えでございまして、

なお、基地付近の産業に及ぼす影響について、政府はこれが対策を講ぜよ。——この基地付近におきます農業を初めとし、他産業の育成、あるいは受けられた損害に對しての補償は、最近とみに事務は進捗しておると考えております。(拍手)

〔國務大臣重政誠之君登壇、拍手〕
○國務大臣(重政誠之君) 第一点は、農政審議會を活用するために事務局を設けるべきではないかという御質問であります。現在、農政審議會の運用は、必要に応じて専門委員を任命せられまして、専門事項ごとに十分審議をせられており、さらに農林省におきましては、大臣官房に審議官を置きまして、それぞれその事務を司らしておるわけでありまして、農政審議會も、数回にわたりまして熱心に論議をせられて国会に提出する原案が作られた次第であります。しかし、御報告申し上げた年次報告が完璧であるとは申され

ないのであります。それは、まだ本年が第二回であります。これは年々とも十分に完璧を期していきたいと考えておるのであります。現在のところ、事務局を特に設けなければならぬという考えは持つておりません。

それから、所得の格差が縮小しておらぬではないかという御質問であります。これはただいま總理から詳細お述べになりましたとおりであります。これは長い目で見ていただかなければならぬと思つておりますが、年次報告で報告をいたしておりますとおり、農業におきまして、大体この倍増計画で計画をせられております生産性の向上は、四〇程度のものは生産性は向上いたしておるのであります。さらに、農業の所得につきましても、私どもの調査によりますと一七〇の増加がある。そして、そのうち農業外の所得を除きまして、純粋農業の所得としては七・九〇、約八〇前後のものが所得が増大をいたしておるのであります。そういうわけで、農業としては農家所得も生産性の向上も十分ではござい

ませんが向上いたしております。しかるにその所得の格差が縮まらないというのは、先ほど總理の御説明のとおり、第一、工業、商業、第二次、第三次の産業の方面の所得の伸び、生産性の伸びというものが飛躍的に伸張をいたした。そこで関係的にその格差が縮まらぬという次第であらうと思つており

ます。しかし、これは決して満足いたしておるわけではございません。さらに農業構造の改善事業等を進めて、農業の体質の改善によつてできるだけの格差を縮めていきたい、こう考えておる次第であります。

次に、価格政策について、すべての農産物について生産費所得補償方式を採用しなければだめではないかという御所見であります。これはお言葉をお返すよりありますが、私は、農産物の価格政策は現在農安法及び畜安法において採用いたしております支持政策、価格支持の方式というものが、私は原則的にならなければならぬと思つておるのであります。米につきま

しては、特にこれは農業所得の重大な部分を占めておるわけでありまして、農家所得の形成上から見まして、また零細な経営規模から見ても、その生産性が非常に低いという点から見まして、これは他の農産物と別個の取り扱いをいたして生産費所得補償方式を採用いたしておるものと考えております。

牛乳につきまして、一升五十二円は安過ぎるのではないかと云うようなお話しもございまして、これは御承知のとおり、審議會におきまして十分御審議を願つて、現在のところは五十二円ということになっておるわけでありまして、当然これはいろいろの条件が變つて参りますれば、あるいは値上げ

になるというふうなことになるかも知れませんが、いずれこれは近く審議會において御審議をして御決定をいただくことになると思つております。

食糧制度の問題について、これは現行の制度をそのまま維持するかどうかという御質問でありましたが、これは御承知のとおり、前農林大臣の時代に農林省内に松村懇談会を作りまして熱心に長期間にわたつて御審議を願ひ、その結論、御答申を得たのであります。御承知のとおり、これは三本の御意見が出たわけでありまして、その三つの御意見がございまして、大体その過半数以上と申します。八、九割の委員諸君のお考えは、現行の制度はある程度これは改善の手を加えるべきであるというの、私は大体その御意見のよう受け取つておるのであります。

そこで、私どもはこれは実に重大な問題でございまして、さらにでき得るならば、法的の正式の調査会をお作りを願つて、そして十分に御審議を願つて結論を得たい、こういうふうな考えておる次第でございまして。

なお、貿易自由化の對策についていろいろ御意見がございました。總理から御答弁のございましたとおりであります。現在私といたしましては、貿易自由化というのは、これは国策であり、また世界のこれは大勢であり、日本としてはやらなければならぬ問題であるから、農産物はその全部がこの例

外であるというわけには参らないと思ふ。できるだけこの方針に従ひまして、段階的に、あるいは関税政策あるいはその他の経済政策を適立いたしまして、段階的にこれらの農産物の自由化を実施して参つたことは御承知のとおりであります。しかしながら、米麦でありますとか、あるいは酪農製品といふような農家所得の形成上重大な農畜産品あるいはまた農業経営上の日本の特質からいたしまして、その生産性が非常に劣つてゐるといふようなものを、現時点において直ちに自由化するといふことは適當でない、こういうふうに考へておるのであります。しかしながら、だからといって、しからば、酪農製品のごときのもも自由化しないから、永久にこのままでいこうといふような前提で酪農経営といふものを考へてはならない。これはあくまでも経営の合理化をやる、構造改善を推進をいたしまして、その生産コストのダウンをやる、そうして国際的競争力を強めていこう、こういう方向に進まなければならぬと考へております。

構造改善事業推進について、農民の負担が多過ぎるから、これを軽減する必要がある、そのためには、政府は五割の補助率をさらに上げる考へはないかという御質問がございました。これは、そういう負担軽減の声もいろいろございまして、今回政府の補助率は五割として、各府県において二割程度

の補助率のかさ上げをひとつやつてもいい、こういうことで、特にこの構造改善をやつてゐる、土地基盤整備をやつてゐる方面に対して、地方交付税をその方面にさいて、これを財源として、二割程度のかさ上げをしてもらうことに閣僚大臣と意見の一致を見て、すでに各府県にその通知を出したようなわけでありまして。さらには、御承知の低利及び長期の金融制度を創設いたしまして、資金面におきまして、これを援助していく、こういう方策をとつておるのでありますから、私は相当農家の負担は軽減せられるものとして考へておるのであります。

農林予算についていろいろお述べになりましたが、私の見るところといたしまして、三十八年度の農林予算は、三十七年度に比較いたしまして、表面上は三十八億円の増となつておりますが、実質的には約三百億円の増となつておると考へ、そのものが新しい政策に使われておる、こういうふうに見ておるのであります。それは申すまでもなく、食糧会計への一般会計からの繰り入れが減少したこと、さらに災害の予算が減少したことというふうなことにございまして、実質的に三百二十億、まあ三百億円の増のものが実質的には農林予算が増加をしてゐる、こういうふうな考へておるのであります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕
○国務大臣(宮澤喜一君) 所得増進計画におきまして、第一次産業、第二次産業、第三次産業の毎年の実質の個人所得の伸びは、大体五・五—第一次だけが五・六でございまして、五・五というふうに想定をしておつたわけでございます。そこで、ただいま安田さんの仰せになりましたように、昭和三十三年の基準年次から三十六年度までの伸びを見てみますと、第一次が八であり、第二次産業が八・九でありまして、九・九でございまして、第三次が七・九と、こういうことでございまして、これで見ると、格差といふものは確かに縮まっております、第一次と第二次の間では縮まっております、これは御指摘は、その間に関する限り、そのとおりであります。その場合、先ほど、三十六年度のごとき鉱工業生産が沈滞した年であつても、というふうに仰せられたわけでありまして、それは、景気調整が現実にとられましたのが三十七年度の秋ごろでございましたので、その結果が出て参りましたのは、御承知のように三十七年度もだいたい途中になつてからでございました。したがつて、三十六年度の第二次産業の所得は実は非常に高かつたわけでございます。そのことが、第一次と第二次との格差が御指摘のように縮まらずに、若干ではありますが開いたという結果になつた

と分析をしております。したがつて昭和三十三年度は、私も国民総生産を四割、名目で六割と見ておるのであります。農家の個人所得は、その間にあつて八・九ないし九割の増加がある、成長がある、このように見ております。これはやはり三十七年度には鉱工業生産活動が相当低かつたといふことの一つには反映でありまして、他方には、米価等を中心とするところの農業所得を増大させる要因が強かつた、こういうことであつたと思ふのでございます。

それから自由化の問題について御指摘がございましたが、多少具体的に申し上げますと、今年の秋ごろには、わが国として残存輸入制限をいたすべき品目について、ある程度の考えを確定をいたしましてガットに示す必要があると思ひます。その際に、しばらくして自由化するものと、当面自由化いたさないものとを分けていかなければならぬと思つておられますが、自由化は日本経済のためにはございまして、しかし、米麦については問題がございまして、問題は酪農製品であらうと思ひますが、これを中心として農業の構造改善をやるということのほうに、当面わが国の経済を健全にするために、より必要であるといふふうに考へます。したがつて、私どもは酪農製品は当面自由化しないものとして残存輸入制限の中に入れたと思つております。

す。そういう決心をいたしております。また、実はガット当局なども、多少将来のことですが、そういうことについての接触を始めておりますが、私どもはそれができると、当面自由化しない残存輸入制限の中に置くことができる、というふうに見通しております。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 農業から他産業へ出ました労働者の中には、いわゆる出かせぎといふ形のものがありまして、統計上で見ますと、常用名義で採用されるものの割合が低くなつておると思ひます。しかし、いわゆる本工あるいは本採用などの常用労働者の割合は、数年來漸次上昇をいたしております。労働者といふことは、交通不便な農村地帯に職業安定協力員を配置するなど、職業紹介機能を拡充し、また、技能のない者に対する職業訓練を強化し、さらに農林省が三十六年度から全国都道府県及び市町村の各段階に設置しております農業労働力調整協議会への積極的な協力を行ないます等、農業から他産業への転職の円滑化にあわせて、その転職者の雇用形態の改善に努めてゐるのでございまして、今後も努力をいたしたいと思ひます。また、これらの労働者の中には、労働条件について問題のある場合も少なくございません。この点につきましましては、総合的な産業政策を通

じて、これが根本的解決に努力されるのはもちろんでございますが、これと相待ちまして、特に労働基準法に基づく監督を通じて、法に定める労働条件の確保に努め、中小企業労働管理改善指導、その他の行政指導を通じまして、これらの労働者の労働条件の向上と生活の安定に努めて参りたいと思ひます。特に最低賃金制につきましては、適用労働者の拡大の計画を立て、これを推進いたしているものであります。が、さしあたり、この方針を進めて参りたいと思つております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 牛田寛君。

〔牛田寛君登壇、拍手〕

○牛田寛君 私は公明会を代表して、ただいま説明のありました農業年次報告並びに農業施策について、總理大臣及び農林大臣に重点的に質問申し上げたいと存じます。

質問の第一は、所得格差縮小の目標と、その見直しについてであります。農業と他産業との所得格差を縮小することは、農業基本法の根本問題であります。が、わが国農業の理想的なあり方として、この格差をどの程度まで縮小させるべきであるか、その目標と、これに到達するのはいつごろになるか、その見直しを立てられているかどうか、この点を明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二は、農業の生産性についての問題であります。

近代化、協業化等が進んでいるにもかかわらず、農業の生産性は他産業のそれに比べてますますその格差が増加しつつあります。製造業に対する比較生産性は、三十五年度において二五・九%、三十六年には二五・三%、また、非農業に対して、三十五年には二八・六%、三十六年に二七%と、低下しつつある事実が報告されております。兼業農家数の増加、また、その規模が拡大しつつあることが、農業と他産業との生産性格差の拡大に大きく影響していると考えられるのであります。これは高度経済成長がもたらした労働力の急速な移動から生じた生産の頭打ちであると思われるのであります。が、政府はどのようにこれに対処されるのかを承りたい。また、農家数増減の分岐点にある一・五町を中心とする経営規模の専業農家は、零細兼業農家と大規模農家との谷間にあって、その経営の悪化が著しいと見られるのであります。が、これらの成長過程における犠牲者に対して、政府はどのような援助の手を差し伸べられるのか、この点を明らかにしていただきたい。

第三は、農業機械化と生産性の向上について質問いたします。報告には、「機械化の進展や省力栽培法の普及等によって、農業の生産も生産性も全体としては引き続き上昇した」と、この

ように述べているのであります。が、同時にまた、「近年の農業機械化は動力耕種機の導入を中心に急速であるが、小型機械では、それによる生産性の向上に大きな期待を寄せることは困難である。生産性の向上は大型機械の利用にまつことになる」と、このように報告しております。農機具の物価上昇も加わり、中小農家は過剰投資による経営の圧迫を見ております。が、このように機械化政策の矛盾を政府はどのように解決されるのか、伺いたいと存じます。

第四は、経営規模の拡大についてであります。

兼業農家数の増加に対して、上層農家の経営耕地の増加はなお停滞している実情と見られます。が、大規模農家の経営規模拡大について、さらに強力に推進すべきであると考えますが、この具体的対策を伺いたいと思ひます。なお、報告には、「第二種兼業農家の経営耕地面積の合計は全耕地面積の約二五・五%にあたる。これを三十五年二月現在で算出した一四・八%に比べると、約二カ年の間に全耕地面積の約一割がさらに第二種兼業農家の経営耕地面積となったことがわかる。このような背景のもとに、最近請負耕作の問題が発生してきていることは注目すべきことである。」と、このように述べているが、この請負耕作の事例は、現在何件に達しているか、伺いたい。ま

た、この請負耕作の合理的な解決については、農地法との関連においても、政府はどのように考えておられるか、承りたい。

また、農業経営の協業化は、経営規模の拡大とともに重要な問題であります。が、その進捗状況については、きわめて簡単な報告にとどまっているのであります。協業化の進捗状況を、特に主産地形成との関連において農林大臣より明らかにされたいのであります。

第五には、農家蓄積資金の流出の問題についてであります。

すなわち、農家預貯金の大部分は農協への預貯金であります。が、報告には、この農家預貯金の農業外の流出を指摘しております。すなわち、「農協の余裕金は三十六年度末約五千五百億円、このうち八五%は信連預金とし、系統内にある。しかし信連段階では四千億円の余裕金のうち五%が系統外に流出している。」と報告されているのであります。また、農林中金段階では二千三百八十億円の余裕金が、非所屬団体への貸し出し、有価証券保有の形で、農業外で運用されているのであります。今年度におきましては、農林漁業経営構造改善資金融通制度が設けられ、長期低利の財政資金の見通しがついたとはいえず、実情は、農業構造改善事業について三分五厘の低利資金ワタでございまして、これが三十六億円、この制度資金全部では二百五十六億円

程度であります。が、系統金融段階での外部への資金流出を防ぐべきであると考えられるのであります。政府は、これら系統外へ流出する資金については、利子補給等の措置によって、長期低利融資として、経営構造改善の資金需要に充てるべきであると思ひますが、いかがでありますか。

第六には、制度金融の利用効率についてであります。

農業近代化資金等においても、報告には、「総花的に融資が行なわれたきらいがある」と述べております。が、一部には融資後の使い方に多くの問題を残しているように見られるのであります。この点については、農業技術の指導体制の完備と相俟って、むだのない資金運用に努力すべきであると考え、御所見を伺いたい。

第七に、貿易自由化の問題についてであります。

砂糖の自由化を目前に控え、他の農産物についても、いずれは自由化に踏み切らざるを得ない情勢にあることは言うまでもないことではあります。が、政府はこの際、国内農産物に対する自由化の影響を明らかにするとともに、国際競争力の弱い農産物に対して、単なる保護政策にとどまることなく、積極的な強化育成のための対策を進めるべきであると考え、いかがでありますか。

最後に、利害のからみ合う農業施策の実施にあたっては、政府は、今まで

のように、利害関係者に対していたずらに右顧左眄することなく、国民的見地から、毅然かつ公正なる態度を要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

農業と他産業との格差はどの程度が適当か、また、それはいつごろできるか、という御質問でございますが、これは、他産業と農業との格差はないにこしたことはございません。均等でないのが理想でございます。しこうして、いつかという問題は、できるだけ早いほうを望みますが、何分にも、政府はこの格差をなくし、しかも早くなくすることに努力をいたしますが、主体は、やはり農家自体もお考え願わなければならぬことなのでございます。政府は、そういうことが実現するよう、極力お助けするという立場で進んでいきたいと考えております。

なお、兼業農家についての問題であります。これは、農業の近代化、合理化の過程においては、自立経営農家がでけると同時に、兼業農家が存在し、また増加することは、過程上やむを得ないところであるのであります。したがって、われわれは、兼業農家がすみやかに協業化される、一緒にたつて農業を営まれるように、しかもまた、兼業農家で他の職業につかれる

方に対しましては、雇用の改善、雇用の増大等々努めていきたいと考えておるのであります。

なお、農業資金のことにつきまして、全く同感でございます。

その他の点につきましては、農林大臣からお答えいたしますことにいたします。(拍手)

〔国務大臣重政誠之君登壇、拍手〕
○国務大臣(重政誠之君) お答え申し上げます。

農業の近代化、機械化が漸次進捗するにつれて、農業生産性は低下をしておるのではないかと御意見でございます。しかし、農業の就業人口が減少し、他産業に流出をいたしておるにもかかわらず、投下資本が漸増をいたし、技術が進歩をいたして、農業生産は年々増加をいたしてあります。生産性は向上をいたしておるのではないかと御意見でございます。

それから、経営規模の拡大の問題についての御意見でございます。一町五反歩以上の農家の経営規模は漸次増加をいたしてあります。一町五反歩未満の農家の経営規模は減少をいたしてあります。漸次、基盤整備、その他農業構造改善事業の推進をいたしまして、この経営規模の拡大に努めたいと考えております。それから機械化の問題について、動力耕種機が小型では一定の限度がある、大型の耕種機にすべきではないか

という御意見であります。これは全く同感でございます。

それから資金の問題について、農協系統の資金が他方面に流出をいたしておるのを、これを農業方面に還元する方策を講じたらどうか、という御意見でありましたが、これは御承知のとおり、本年も五百二十億、昭和三十八年度において農協の資金を近代化資金として使うことになっておるのであります。できるだけ、これは御趣旨に沿って、農村に還元をいたしますように努めたいと思っております。

制度金融の利用効率が悪いではないか、むだのないように資金の運用をすべきである、という御意見であります。これはもう全く同感でございます。できるだけそういうことに努めたいと考えております。

貿易自由化の問題につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでありまして、段階的に、大なる影響の及ばないような方策を講ずるべきものは講じまして、今日まで自由化して参っております。今後におきましても、できるだけあらゆる施策を講じまして、やはり段階的に自由化できるものは自由化する、しかし、米麦あるいは酪農製品のような、農家所得形成上重大なもの、あるいは日本の零細農業の特質上、生産性が非常に劣っておるというようなものは、現時点においてこれを

自由化することはできない、こういうふうに考えておる次第であります。最後に、農業政策実施上について、公正に勇敢な態度をもってやれという御激励でありまして、まことにありがとうございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 天田勝正君。

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君 私は、民社党を代表して、農業年次報告について、他の議員と重複を避けながら、総理並びに閣僚に質問いたします。

口頭報告は簡潔でございましたが、文書報告はきわめて膨大でありますので、その詳細について批判を加える時間の余裕はございません。これを一言にして評するならば、施策は講じたけれども結果は不成功であったという告白であらうと存じます。

すなわち、農業基本法の最大の眼目である所得格差については、すでに指摘がございましたとおり、就業者一人当たりの所得は、非農業に対しては二七、製造業に対しては二五・三、七、七、製造業に対しては二五・三、七という工合に、むしろ低下をいたしておるのであります。このことは、農業施策が他産業の成長に対応して立てられておらないことを示すものであります。経済の変動と農業の変貌を追いかけながら、なお及ばなかった、こういうことであらうと存じます。しかるに、三十八年度において講じようとする農業

施策を見ますと、融資の点を除きまして、ほとんど三十七年度の施策の引き継ぎにすぎないのであります。しかも、政府は、三十八年度はわが国経済は調整期を脱して上昇傾向にあると言っておるのでありますから、この状態では、ますます他産業と農業の格差は開く一方でありましよう。

そこで、総理に伺いますが、以上申し述べた状態から、三十八年度の予定施策は不十分なものと思われまが、この際直ちに改定する気持があるかどうか、または、実施して見て、経過を見て、年度途中においてこれを改定するお気持があられるかどうか、まず伺いたいと存じます。

質問の第二点は、農林予算は三十七年度に比べて三百二十三億円の増加であるが、給与改定を物価値上りによる予算効果の減殺を見込んだ場合に、三十七年度と比較して、実質的効果の増減は一体どうなるか。本来、公務員の給与は、昨年五月からこれを値上げすべきであり、そうすれば、農林関係の三公団、農業機械化株式会社、あるいはテレビサイ振興会等に至るまで、同様に給与改定が行なわれるのであります。また、物価の値上りは政府もこれを認めておるのでありますから、これまた実質効果は減殺されると思うのであります。政府は、卸売物価は横ばいだと言いますが、しかし、施策を受

け入れる側の農家、あるいは地方公共団体は、卸売物価では仕事ができないのであります。でありますから、この点を見込んで、予算効果についてはむしろ私は減ると思ひますけれども、これに關する所見を承りたいと存じます。

質問の第三点は、施策の基礎統計はきわめて粗雑であります。また、ことさらメーカーに都合のよい数字を並べているという節が見られます。例をあげれば、三十六年度下期において豚肉生産者価格は半分以上に暴落いたしました。養豚農家は崩壊に瀕したものであります。ところが、統計にはその実態は全く現われておらないのであります。農民がこれを見れば、あきれ果てるほかはないであります。また、乳製品の在庫については増大したと強調いたしました。あたかも乳業メーカーの乳価値下げの肩持をされたかのごとくであります。乳製品在庫の増大は大メーカーだけが叫んでおるのであります。実際には、ランニング・ストックは皆無ではございませんか。このような実態に合わない統計はどこから算出されたのでありましょうか。明らかにされたのであります。

質問の第四点、今回の年次報告は、農業従事者の教育、すなわち農村人づくりを重視したことが特徴と思われまゝ。これは池田内閣の人づくり政策の一環と理解いたすのであります。池田

さんがあまり人づくりを強調いたしたから、これはどうも、産めよふやせよということ、日本は再び人口膨張政策をとり始めたのではないかと憂えられた外人があるやうであります。私は、地域職域においてりっぱな有能な人を育成することについて、この際これ申し上げません。しかし、民主政治のもとにおける人づくりは、何よりも役所が農民を主権者として扱うことが先決であると思ふのであります。農民が役所へ参つた場合、主権者として扱われた記憶のある人は必ずあるまいと思ひます。これは、敗戦によってあらゆる階層が打撃を受けた中で、特高を除く官僚組織はそのまま存続したばかりか、戦後、物資不足のおりから、生活全般が統制されて、その扱い者が官僚であつたといふことから、民主政治にそぐわない風潮が生じたものと存じます。特に、お上にへり下たる習慣に閉じ込められて参りました農民を相手とする農林官庁は、まづ先にこの点を改めまして、公僕精神に徹し、農民と一体となつて努力をするという態度でなければ、足りない予算の中に農民の協力を得ることはできないし、農村を再建せしむることも望めないと思ふのであります。この点について総理及び農林大臣はどう考へておられるか、お述べ願ひたいと存じます。

次に、流通機構について伺ひたいのであります。わが国の流通機構は、独占資本の支配が進みつつある一方、不合理な封建的な取引慣行が残存いたしてゐるのであります。農産物について言えば、家畜の袖の下の取引や、牛乳が生産者価格の三倍に売られておるなど、世界にその例を見ないのであります。これは、労賃が低いのが原因で、サード・ビス料金の上昇といふことでは説明できないのであります。肉の生産者価格が暴落しても、消費者の価格は大きく下がらない、野菜の消費者価格が暴騰したとしても、市場における農民の取り分はきわめて低いのであります。わが党は、このことについて、一昨年来、生鮮食料品の流通及び価格の追跡調査を行なうべきであるといふことを主張して参りましたが、一向これが実行されておらないのはどうしたわけか、生産者、消費者両方の利益が守られると信ずるのであります。政府のお考えを承ります。

なお、これに關連して経済企画庁長官に伺ひますが、先進国の中には、消費者省を設けて、国民生活を守り、適正価格の維持に努めてゐると聞きますが、わが国では、このやうなことはどうもささいな問題として輕視するくらいであります。この際、管理食料を除く日常生活物資全般にわたつて、流通と価格の追跡調査を行なうべきであると存じます。その用意があられるかどうか承ります。

最後に、報告によれば、最近の脱農家は年間十万户をこえ、兼業農家は全体の七三%、うち第二種兼業が四三%をこえるに至つた。こゝういふ状態の中に、土地保有については、かつて、一町歩以下は減少、それ以上は増加、この状態が、現在はその増減の分岐点が一町五反に上昇し、所得増加の下限もまた一町から一町五反とね上がつて参つたのであります。さらに都市近郊では、三町歩以上の上層農家も逆に減少の傾向が現われたのであります。今や農村は、上層下層あけて不安動揺の中におのゝいてゐるのであります。しかるに、政府は、かつて講じた施策、今後講じようとする施策を通じて、土地保有については全くはおかむりであります。かくすれば、来年報告を受けるときは、所得不安は二町歩の線まで上がつて参るでありましょう。一体、政府はその施策によつて所得増加の下限を幾らの土地保有と考へておられるのか、承りたいのであります。

さらに問題は、農業に愛情と熱意を持ちながら、生活のために余儀なく脱農もしくは兼業農に転落してゐる小農について、何らの考慮が払われておらないこととあります。これは人道からいへば重大なことと言わなければなりません。わが党は、これら熱意を有する小農に対して、土地面積の制約を受けない畜産、養鶏等の専門農業に育成すべきであると主張して参りましたが、農林大臣のこれに対する見解を承りたいのであります。

現在わが国の農業は、手おくれと見當違ひの農政によつて、ますます窮地に追い込まれてゐるといふことも過言ではありません。私は、昔、監獄で、はやつた歌を思い出します。「無期は出て行く、有期は残る、中の宙フラーンが死んで出る」といふのであります。どうか、かような状態に立ち至らしめないやうに、有効にして手早い施策を実施されるやう希望いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。

(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、われわれの農業政策が不十分、不完全であるといふ御非難でございますが、私は、日本の農業をりっぱな企業にするためには、今やつております農業の構造改善政策を強力に進めていくよりほかないと思ひます。もちろん、構造改善政策を進めていきます場合に、いろいろな新しい施策をつけ加えていくことは必要でございます。そのために今回も農業の近代化資金制度を設けたやうなわけでございます。いたすらに農業の改善政策を変更するといふことはよくない。私は、構造改善政策を進めていくことが

農業をりつばな企業にするゆえんであると考へております。また予算の面につきましても、従来に劣らない相当の金額をつけておることは、先ほど農林大臣がお答えしたとおりであります。

なおまた、公務員のあり方につきましてもお話をさせていただきます。お話のように、公務員は全体のために奉仕するということを憲法で規定されているのであります。われわれ公務員は、常に全体のために奉仕する公僕であるという精神に徹するよう、われわれは指導して参つていのであります。(拍手)

〔国務大臣重政誠之君登壇、拍手〕

○国務大臣(重政誠之君) お答え申し上げます。

統計が不備ではないかという御意見でございますが、申すまでもなく、農林統計は、統計法に従ひまして、それぞれ生産あるいは消費、在庫調査等をやっているものでありまして、虚偽の報告等はやらないことに――制裁を加えることになっておるわけでありまして、現在のところでは、私はこの統計をもといたし、さらに畜産物については農林省の畜産の關係者によつてさらに調べる、こういうことであるから、まずこれで統計としては一応正確を期することができるとはいいか、こういうふうに考へていのであります。

それから先ほどの牛乳の問題に関連いたしまして、酪農製品の買上げをやつた際に在庫調査をやつたら、その在庫調査が十分でないじゃないかという御意見でありましたが、これは御承知のとおり、乳製品の買上げは、審議會で定められましたその支持価格を割つた場合にやるのであります。直接に在庫の量というものが買上げの発動をやるかどうかということには關係を持つておらないことである。しかしながら、申すまでもなく、これは値段が下がることは、在庫が多ければその圧力があるから下がるということになるわけでありませんが、直接の關係は持つておらないことを申し上げておきます。

それから流通機構の改善、市場の物的設備の改善だけではないかという御意見でございますが、もちろんお説のとおりであります。取引の方法、その内容について、さらに改善を加えていかねばならぬ、こういうふうに考へて、その方向で進んでおるわけでありまして、中央卸売市場審議會等に諮りまして施策を進めて参りたい、こう考へております。ことに追跡調査をやる必要があるではないかという御意見でございますが、これは昨年追跡調査を実行いたしました、その結果に基づきまして十分に検討を加える所存であります。

それから土地の最低限の所有面積が漸次減つていきはしないか、これをどう考へておるかという御質問のようでございまして、現行は、御承知のとおり、最低は三反歩未満は土地の移動は認めない。零細経営はやらせないようにする。それから最高は、従前は三町歩となつておつたのでありますが、先年の農地法の改正によりまして、自家努力で所要労力の半分以上を充足して経営ができる者については三町歩以上であつてもいい。これは当然農業近代化の進むにつれてその要請がございまして、そういう改正をいたしたような次第でございまして。

さらに根本的な問題は、農地制度の研究を今設定いたしました、あらゆる面について今検討いたしておるところでございます。いずれ成案を得ましたら、また御審議をわづらわすことになろうかと考へます。

兼業農家、ことに第二種兼業農家が增加の趨勢にあるが、これらは専門農家の育成に努めなければならぬではないか、熱意と愛情をもつて専門農家を育てる、こういう御意見でございます。全く同感でございます。ただ、兼業農家、ことに第二種兼業農家をそのまま存続をして、これを専門農家に仕立てるといふことは、これはちよつとそり簡単には参らない、また、そうすべきものでもないと思ふのであります。が、専業農家の数はできるだけふや

すように、そしてこれは減らないように、あらゆる政策を用ひまして育成をしていきたい、こう考へておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 追跡調査につきましては、私も消費者の立場から最も関心を持つておるところでございます。たとえば昨今のような非常に気象状態が異常でありまして、生鮮食料品の生産流通供給機構について問題を露呈するときにございまして、私も、農林省に特に御依頼をして、今回の問題についても、生産者の立場ばかりでなく、消費者の立場からも御調査をお願いしたいということをお願いいたしました。幸いにして農林当局におきまして、そういう気持で協力をしていただいておりますので、昨年のような追跡調査を、そういう立場から農林省においてやつていただくということ、当面進んで参りたいと思つております。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長石谷憲男君。

審査報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年二月五日

地方行政委員長 石谷 憲男
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額三億二千万円を三億七千万円に増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改めようとするものであり、おおむね妥当なものと認められた。なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に伴う国の奄美群島復興信用基金に対する出資額として、昭和三十八年度一般会計予算に五千万円が計上されている。

附帯決議

奄美群島復興特別措置法に基づく復興計画とこれに伴う国の財政援助

昭和三十三年二月十三日 参議院會議録第七号 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案 日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めたもの

は、昭和三十三年年度で終了の予定であるが、同群島の現状はなお本土との間に著しく格差があることに堪がみ、政府は引続き次の措置を講ずべきである。

一、奄美群島の自然的条件を十分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補完して所期の効果を十分に達成せしめることを目的とする次期計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため従前同様国の助成をすること。

二、奄美群島経済の発展に重要な要素をなす産業資金の融通を円滑にするため、奄美群島復興信用基金を今後も引続き充実するとともに同群島の経済発展に積極的に寄与せしめるよう特段に配慮すること。

右決議する。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十三年一月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第五項及び第十條の三第二項中「三億二千万円」を「三億七千万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔石谷憲男君登壇、拍手〕

○石谷憲男君 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本法案は、奄美群島の産業振興の促進に資するため、現行法の一部を改正して、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金として、国の出資額三億二千万円を三億七千万円に増額するとともに、これに伴って奄美群島復興信用基金の資本金の額を改めようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、篠田自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、奄美群島復興計画並びに今後の対策等について熱心に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については会議録によつてごらん願ひたいと存じます。

かくて二月五日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西郷委員は、自由民主党を代表して本法案に賛成の旨

を述べられ、あわせて各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。その内容は、

奄美群島復興特別措置法に基く復興計画とこれに伴う国の財政援助は、昭和三十三年年度で終了の予定であるが、同群島の現状はなお本土との間に著しく格差があることに堪がみ、政府は引続き次の措置を講ずべきである。

一、奄美群島の自然的条件を十分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補完して所期の効果を十分に達成せしめることを目的とする次期計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため従前同様国の助成をすること。

二、奄美群島経済の発展に重要な要素をなす産業資金の融通を円滑にするため、奄美群島復興信用基金を今後も引続き充実するとともに同群島の経済発展に積極的に寄与せしめるよう特段に配慮すること。

というものであります。

採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、西郷委員提出の右の附帯決議案は、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長佐野野君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右

昭和三十三年一月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の財産を処分することについて、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求める。

一、日本専売公社小名浜工場用財産
(一) 所在地 福島県磐城市宇津一
(二) 処分する財産の区分、種別、数量及び台帳価額等

区分	種別	数量	台帳価額	減価償却引当金	正味価額
土地	敷地	一、〇六三坪	五、三三三、二〇〇円		五、三三三、二〇〇円
建物	事務所建	一五坪	六、四四九、五三〇円		六、四四九、五三〇円
	工場建	八五坪	一三、〇八三、八六〇円		一三、〇八三、八六〇円
	倉庫建	四〇三坪	一〇、一七五、九六〇円		一〇、一七五、九六〇円
	雑屋建	六五坪	三、六六三、七五〇円		三、六六三、七五〇円
小計		二、二二三坪	二七、一〇五、二〇〇円		二七、一〇五、二〇〇円
構築物			二、五五〇、〇〇〇円		二、五五〇、〇〇〇円
装置			三五五、四四三、〇五〇円		三五五、四四三、〇五〇円
計			五五、四八一、四九三円	一七、〇七五、六三三円	三八、四〇五、八六〇円

(注) 台帳価額、減価償却引当金、正味価額は昭和三十三年三月三十一日現在。

〔佐野廣君登壇、拍手〕

○佐野廣君 ただいま議題となりました日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、その内容、委員会の経過及び結果を御報告申し上げます。

日本専売公社小名浜工場は、昭和二十七年、海水直煮加圧式製塩工場のモデル・プラントとして設立され、その後、塩業整備に伴い、各種塩の製造試験工場として運営されて参つたものでございますが、その設立の本来の目的である海水直煮加圧製塩方式のパイロット・プラントとしての使命はすでに達成され、また今後、塩の製造試験工場として運営していくことにも問題がございますので、この際、同工場を廃止するために不要となる同工場財産を処分するため、日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めたものでございます。

本委員会の審議におきましては、当工場廃止後の職員の配置転換、当工場払い下げの予定価格、塩の需給状況及び今後の塩業整備合理化方策について質疑がなされました。その詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言なければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告のとおり可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君

副議長 重政 庸徳君

議員

渋谷 邦彦君 牛田 寛君

山高しげり君 鬼木 勝利君

石田 次男君 野知 浩之君

二本 謙吾君 鈴木 一弘君

島島徳次郎君 青田源太郎君

赤間 文三君 加賀山之雄君

浅井 亨君 北條 尚八君

増原 恵吉君 鈴木 恭一君

森部 隆輔君 奥 むめお君

和泉 覚君 上原 正吉君

最上 英子君 市川 房枝君

二宮 文造君 小平 芳平君

岩沢 忠恭君 河野 謙三君

三木與吉郎君 村上 義一君

白木義一郎君 辻 武寿君

原島 宏治君 木暮武太夫君

笹森 順造君 北口 龍徳君

丸茂 重貞君 源田 実君

熊谷太三郎君 川野 三曉君

天竺 良吉君 石谷 憲男君

植垣弥一郎君 徳永 正利君

仲原 善一君 中野 文門君

豊田 雅孝君 天坊 裕彦君

竹中 恒夫君 西田 信一君

村上 春蔵君 山下 春江君

山本 利壽君 館 哲二君

佐野 芳男君 青柳 秀夫君

平島 敏夫君 藤野 繁雄君

西郷吉之助君 紅露 みつ君

木内 四郎君 杉原 荒太君

田中 茂穂君 小林 英三君

大野木秀次郎君 寺尾 豊君

植竹 春彦君 平井 太郎君

日高 広為君 大谷 賛雄君

上林 忠次君 温水 三郎君

木島 義夫君 岸田 幸雄君

谷村 貞治君 川上 為治君

北畠 教真君 金丸 富夫君

櫻井 志郎君 柴田 栄君

大谷藤之助君 江藤 智君

稲浦 鹿蔵君 石井 桂君

吉江 勝保君 塩見 俊二君

井上 清一君 加藤 武徳君

梶原 茂嘉君 高野 一夫君

吉武 恵市君 草葉 隆圓君

小柳 牧衛君 小山邦太郎君

林屋亀次郎君 郡 祐一君

安井 謙君 鹿島守之助君

木村應太郎君 津島 壽一君

斎藤 昇君 野本 品吉君

野々山一三君 長谷川 仁君

瀬谷 英行君 稲葉 誠一君

渡辺 勘吉君 村山 道雄君

田中 清一君 大森 創造君

豊瀬 禎一君 佐野 廣君

武内 五郎君 柴谷 要君

大矢 正君 北村 暢君

大河原一三君 大倉 精一君

松澤 兼人君 藤田藤太郎君

中村 順造君 下村 定君

田中 一君 加藤シヅエ君

阿部 竹松君 戸叶 武君

久保 等君 小林 武君

松本 賢一君 佐野 芳雄君

安田 敏雄君 千葉千代世君

山本伊三郎君 横川 正市君

鈴木 強君 相澤 重明君

鈴木 壽君 占部 秀男君

森 元治郎君 藤田 進君

亀田 得治君 阿貝根 登君

近藤 信一君 田畑 金光君

天田 勝正君 米田 勲君

成瀬 幡治君 佐多 忠隆君

藤原 道子君 村尾 重雄君

椿 繁夫君 大和 与一君

野溝 勝君 松本治一郎君

羽生 三七君

国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

文部大臣 荒木萬壽夫君

農林大臣 重政 誠之君

労働大臣 大橋 武夫君

自治大臣 篠田 弘作君

国務大臣 宮澤 喜一君

政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

内閣法制局長 山内 一夫君

第一部長 池田 清志君

大蔵政務次官 池田 清志君

〔参照〕

五日議長において、左の通り議席を變更した。

一一 二木 謙吾君

昭和三十一年二月十三日 参議院會議録第七号

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(送料とも)

所 東京 港区 赤坂 4 丁目 二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 五二一
官 課